



414  
A1709

日本郵政  
ロバートソン



日本政府 府 横濱 又ハ 他 便 利 為 計 此 等 令 張 海 造  
工 業 之 利 益 一 免 人 之 欲 一 且 亦 新 形 之 海 造 亦 有  
多 甚 之 事 子 務 乃 適 宜 形 多 之 得 也 一 免 之 事 乃 日 本 政  
府 之 利 益 亦 有 之 事 リ 一 且 亦 新 形 之 海 造 亦 有 之 事  
利 國 子 務 乃 適 宜 形 多 之 得 也 一 免 之 事 乃 日 本 政  
事 之 互 互 協 約 一 免 之 事 乃 日 本 政 府 之 利 益 亦 有 之 事  
亦 之 件 之 事 日 本 政 府 乃 懸 考 之 供 託 士 官 英 國 之 事  
亦 日 本 政 府 乃 指 揮 之 事 亦 有 之 事 亦 日 本 政 府 乃 指 揮 之 事  
亦 係 令 之 事 亦 有 之 事 亦 係 令 之 事 亦 有 之 事 亦 係 令 之 事  
亦 一 之 事 亦 有 之 事 亦 係 令 之 事 亦 有 之 事 亦 係 令 之 事

大正十一年四月

Handwritten notes on a small slip of paper at the bottom left corner.

且今銀海造亦乃首と十分と生るるを能はざる一〇  
日本今銀海造亦乃名を奪一此等乃愚弊を改め而後  
外國人より所権を奪ふ事あり一如日本に在る外國人  
金銀乃所権を奪ふ一其如日本に在る外國人  
物中近傍法國の士民改法其如日本に在る外國人  
漆造亦乃造り出せば皆皆歸ハ乃其確言乃誤あるとの  
ありと誤せし之と多しハ新法乃皆歸乃誤を責め一  
切を掃うの言並乃名ある外國人ハ新法ある海造所  
能に扱方と委任する事必要あり一其扱方の後更  
を委細に記載せしと多しハ人ハ此書をとつて盡し其海造所  
と一ともその大略を擧げし之の今銀海造亦乃扱方

を形也一免んおふ假令、  
今社と整約を定めらん

一 特小命也一其たる言貴ある日本士官を監察と扱す  
一 其外國乃バニク又其今社を扱方委任する事あり  
外國人形もも外國人形も海造亦乃初智もも法人  
を令一又其磨るる純持也  
語を達せしる者も切要ありと  
三言純持を援ふ一  
今銀海造亦乃其護衛と其内  
日本政府乃持也ありと  
政府より是れ収めると欲す

外國一由法の海造亦乃其護衛と其内  
今銀海造亦乃其護衛と其内  
日本政府乃持也ありと  
政府より是れ収めると欲す

且今銀海造亦乃益と十分と生るるに能はざる一〇  
日本今銀海造亦乃名を奪へ此等乃恩禁を改め而後  
外國人より所障を交する事ある一〇如日本は其外國人  
各銀乃所信を乃一と其乃一〇如日本は其外國人  
物中近傍法國の士民或は其乃一〇如日本は其外國人  
海造亦乃造り出せば其乃一〇如日本は其外國人  
ありと其乃一〇如日本は其外國人  
切ら操り〇〇其乃一〇如日本は其外國人  
此を扱方と委任する事必要あり一〇如日本は其外國人  
を委細に記載せしと其乃一〇如日本は其外國人  
と一〇如日本は其外國人

を形也一〇如日本は其外國人  
今社と其乃一〇如日本は其外國人  
一〇如日本は其外國人  
外國人なりとも外國人なりとも  
を今一〇如日本は其外國人  
証を達せしなり切要なりと思つるなり一〇如日本は其外國人  
之を此控を援と一〇如日本は其外國人  
今銀海造亦乃其乃一〇如日本は其外國人  
日本政府乃其乃一〇如日本は其外國人  
政府より是れ収めんと欲するは其乃一〇如日本は其外國人

内印之係  
府ありて  
了因信  
ありてハ  
又局中  
めて可  
めて可

國人



して費用あり又ハ別位乃費用あり公替れ持より其算計  
を明し置く

政府より其用ハ御手割印ハ貨幣乃量目と性質とを言  
御し是未力なりハ一交言り一上ハ更にお南乃報告を明  
あり此ハ銀ノ容易とすつてさるなり

記名乃其種考ふる所ハ新吹浪債乃宜位ハ是是可  
うんと丁度目一にしてさる一是是可トルール大  
抵善く天下万国ハ初種海と通用する貨幣一  
英吉利會社より其扱をある是是可令浪造造する  
所なり其是是可乃重浪造造する競い勝ち日本乃貨幣  
を確言一日本は此種ハ支那一なり此は是是可也メキ  
コ

ドルールを強ニ堅例日本のおよ大益を生一日本と一海外  
乃各國より其教せ一之とさるハは貨幣の性質良好なり  
あると其價より一とさるは是是可トルールも更ニ好種  
あり是更ニ悪種なりと明き乃二事ハ切要ある基礎なり  
と此日本浪債乃宜位をメキコトルールも更ニ日本より  
るを要せざる所なり言を換矢一すは浪債乃宜位を是  
可トルールも更ニ悪し一むは其浪債乃通用は、其  
日本に限り是是可一は浪を輸出する所の是是を溶解せ  
む切要とさるは是是可一日本は於て海印は通用する  
貨幣ありハ國乃大益と明きなり一とも國內は通用の限り  
多る貨幣は是是可ハ方今乃如く日切するは浪造乃費用を

換金—此は貨幣を日本より輸出するに、貨幣と形を  
貨幣より却ては貨幣を減らす事あり

銀貨乃言位をよめる。今もナセント亦多分銀貨は  
國內乃通用なれば、儲かることあり。且、海運乃費用も大なる  
つきをよめる。其の性質必しも言位乃貨幣より平均するに、而  
とせば、海運乃費用ゆゑ、多し準—その性をか—と  
悪—のむるは良—とよむるといふも、其の言位乃、銀貨より比  
—余り賤—きりある。海運の銀貨言位乃十倍  
均—き言位言位をよめる。其は用ゆる事を、海運—と  
いふも、言位言位を用ゆるは、更に向後決定するに、  
か—と—と記名乃者乃考あるあり。○今と銀との言位と

其は海運の銀貨あり。此法を令知するも、銀貨とよめる  
時は、多し言位乃低き方を採み、多し利益、小言位乃令位  
よりゆつき利益、多し大なりとよめる。○今と銀との言位  
をよめるは、中より、多し海運の銀貨、多し用ゆる言位と  
言免小言位乃、銀貨は五十ドル以下、乃令言位、銀貨より、  
用ゆる言位—

海運より、多し言位乃費用言位をよめる。衆人乃需る言位  
令位を令言位は、多し言位乃、銀貨より、多し言位—とよめる  
言乃期日、銀貨の是を言位、多し言位あり。其の言位乃費用と  
多し言位、多し言位より、又、多し言位、多し言位、多し言位、  
多し言位—多し言位、多し言位を改る事、多し言位—とよめる。先川

海運を始る節ハ其の長短より少なりざる所一

已に難航と一は海運一多る浪賃ハ其の質を良しする事多る  
と一して其の量目と性質とを其の可ドルル又均しく減少  
す一令賃乃難航も又其の質を良しする事多るを以て其南  
ある割合を以て是を減少す一

海運を造るに多る好地を擇むる極を以て重大なる事  
ありて海運を造る地より令賃乃價大増減あり  
隨て海運亦乃降矢し是は關係也 亦長好地ハ其の  
處之又ハ海運は近之一は難航初を以て其の港より  
亦ハ海運亦多り又ハ陸路運輸又ハ海路運輸の費用  
又インシユランス諸令乃費用等類あり一むる一物あり

令賃中成乃費用を増一は難航と造るを以て

ある事ハ其の海運亦乃害と為り時ありてハ海運亦の工業  
を以て一は難航は其の多りなる利を以て其の港より

一むの海運亦ハ其の他乃海運物あり一費用ハ其の係り

この事一は其の量多るハ海運盛天と為り一は其の質ハ  
海運衰微と成る一故ハ海運亦乃工業を以て一むる  
海運ハ知て是を研究一は海運を以て幣賦乃費用也  
増ハ海運是又豫防也一

横濱ハ外國より初を以て其の港より一は貿易の最  
盛大ある地あり一して海運亦ハ横濱は造る事一は道  
大板は其の企あり一は已に其の費用を以て一多るを以て大板

此是を造三せんとの論説に起まつたは、横濱の海運商に  
造三を以て、殊に大量を仕得る事、弁論するを待たねば  
海運商と造三を以て、同業と横濱との専断に貨物  
インシエンス等乃費用を生じ、且無量乃時日を費し  
全國の通用貨幣、永く莫大乃租税を以て、至る所、  
此江戸に於て造三を以て、租税更に減少を以て、  
記名乃、此の江戸に於て海運商と造三を以て、  
形)

オリインタルバンク、社と新の契約と結ぶると、  
乃者、此の英吉利に於て、其支配人乃承諾免許を以て、  
上にあつて、此の契約の結ぶるを以て、能く、  
記名の者の思ふ、此の海運商、  
絵料ハ多て二種と、  
言ハ、  
の多つ、  
小報、  
軍係、  
たる、  
此、  
割合、  
是、  
海運、

記名の者の思ふ、此の海運商、  
絵料ハ多て二種と、  
言ハ、  
の多つ、  
小報、  
軍係、  
たる、  
此、  
割合、  
是、  
海運、



工業及び輸入税人并日本人乃負給ふ意一曰一那ふ家  
由一熱て是ハ清道亦ハ屬一物作乃却定ハ日本士官の  
後ハ尙ハ何時も日本士官其却定を監察一由一  
○バンクもて世量乃出費掛らや各極度意ハ心掛ケ外國人  
必要ハ多敷數乃外ハ雇入さる由一日本貨幣を清道  
其外ハ多て日本乃法律未ハ充分ハ確定セザレハ  
政府の和控を保ち其控を把握ものハ大なる計及ハ  
買方を命するの法を設くる事ハ多クハ爲ラレ  
新ハ清道亦を一建事致て急之及を以て其向日本  
貨幣を要する由一方今ハ日本清道亦て條約面ハ指  
する貨幣乃量目及以收合よりて其銀百三十四金

ントロイ純銀九分乃割合あるハ是迄乃通ハ貨幣を以て  
由一〇ナリ一ニタルバンク今社と此約定整い一上ハ其約  
言を公然乃新紙を以て布言す一右清道ハ外國  
乃公然あるハング又ハ今社ハ何事一も其以て其中心迄  
ハ記名ハ其政府乃威を減ハハ人出ラレ  
歐羅巴ハ於て其物も其貨幣を造る事ハ平乃と以て其合  
ハ印度も其用ハ河沙の物一其高を英國も其清道其  
經濟と多つきあり其乃件一と其細ハ告述其於此事  
其必要用の質向あるハ告知其由一茲ハ別紙算計書ハ其

ナリ一ニタルバンク今社  
アリ一ニグエセント  
ロベルトソン













三十二ポンドステルリグ支那の金貨のありき一万人の金計  
法則とあるが純金幣の製造は日本を以て此換金を  
逃さる事難し又日本乃純金幣國中通用する  
るハ指しを逃さる事出来ざらん一如何と云ふハ日  
本も負債あるハ日本も幣賦と云つて拂ふるを  
以て水ハ形

日本の貨幣支那の金貨ドルラルの如く通用する  
固り日本純金とあるを認めるとハ日本の貨幣  
却の多めまづ支那も送る事出来ず英國も送る  
し一と云つて持参する一

支那も百枚百七十七テールの割合にて四百七十七百

の五枚を以て水ハ形テール乃數三方百七十三テール也  
あるが一テールと云つて六シリグニペンスを以て上水ハ  
ポンドステルリグの數は方千四百七十八ポンドステルリグ純  
金とあり日本も一掃の事を要する言ふも千  
四百七十八ポンドステルリグ金は半金一万人の金  
より日本も一金を支那も送る費用及び日やま  
其事を以て水ハ形あたの拂ふ事世話をしける事  
を要する一此費用と世話をしと云計は水ハ二分の  
事もある一然しとも支那も送る事をおせ  
は尙大なる國益を得ん一と一支那も送るドル  
ラル乃水ハ形七千七百の五枚乃純金幣通用せざるハ

六千四百一十四万  
准三方三百六十

支那の金貨  
日本も送る事  
は尙大なる國益を得ん

トステルリグ丈銀はありて方今の金計

今純銀幣乃清造りてハ日本を此換金を

す難し又日本乃貨幣國中通用する

と逃さる事出来さるし如何と形は八日

の債ある日日本を幣賦として拂さるを

かき

と幣支那を格下ルラルの如く通用する

純金とあるを説ゆをハ日本の貨幣賣

まの支那を送るを亦ハ英國を送る拂

と持参する

百枚を七十七テールの割合を四百七十七百

枚ハ七テール乃數三方六百三十三テール

と一テールとして六シリグニペンスを賣上ルハ

シリグの數は万四千四百七十八ポンドステルリグ純

リグを拂ふ事を要する言するも千

六シグ一分は銀四百三十三テールにして七十九テールは  
不故に今十四万八千三百六十三枚  
唯三方三百七十八テールは値る

Handwritten notes on a separate piece of paper, including the word "LONDON" and other illegible text.

右貨幣ニテ三万三千六百七十八テール乃み代る所  
是と六テールシグニペンス乃刻合より引替ハ三万ある  
二十四ポンドステルリシグニある所  
右貨幣ドルラール乃如く此處に事如くは行を通用  
する所ハ引替はつぎ教よりも更ニ九百五十四ポンドス  
テールシグを減少する所  
右三万三千六百七十八テール乃言ハ余等自己に賣却す  
均おゆあり

四百七十七百の五枚乃貨幣ニテールよそ如何程あり也

百ら 三百十一枚あり

百ら 二十二テール七十あり